NEWS119 尾三消防

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。　◎問い合わせ　尾三消防本部（予防課）　☎0561・38・7236

★ 春の火災予防運動 ★

３月１日から７日まで、春の火災予防運動が全国一斉に始まります。
ご家庭の防火対策は万全でしょうか？ぜひこの機会にご家庭の防火対策を見直しましょう！！

放火による火災を予防しましょう

★ 放火火災防止対策 ★

令和３年中に尾三消防本部管内で発生した火災は85件です。また、火災の原因で最も多かったのが、「放火（疑い含む）」によるもので18件発生しており全体の約２割を占めています。

それでは放火による火災を未然に防ぎ、もし放火による火災が起きてしまったときに被害を最小限にするためにはどうしたらよいでしょうか。それには「２つの環境づくり」が大切です。

①被害を受けない環境づくり

★不要な燃えやすい物を除去する。
（ごみの回収日以外にごみを置かない、枯草や伐採樹木を放置しない。）

★人の目に触れやすくする。
（地域の街灯や敷地内のセンサーライトを明るく保つ、庭木を定期的に剪定し刈り揃える。）

★地域ぐるみの見守り体制を構築する。
（不審な者を見過ごさない。放火防止パトロールを昼夜問わず実施する。）

②早期に発見できる環境づくり

★住宅用火災警報器を設置する。
（台所・寝室・階段（寝室が1階の場合は除く。）に設置する。）

★定期的に住宅用火災警報器を自主点検する。
（電池切れや故障していては警報器の効果がないため、月１回の自主点検を推奨しています。）

★住宅用火災警報器の警報音が鳴ったら通報・消火・避難する。
（火災を発見したらすぐに１１９番通報する。炎が天井に燃え移ったら消火はあきらめる。）

※豊明市および長久手市内で平成30年3月31日以前に建てられた住宅には、台所への住宅用火災警報器の設置義務はありませんが、火を取り扱う機会が多いことから設置を推奨しています。

3月は「自殺対策強化月間」です！

～心のサインを感じたら、その声を聞かせてください、届けてください～

内閣府は、３月を「自殺対策強化月間」としています。

3月は、就職や転勤、転居など、生活環境が大きく変動する時期であり、自殺者数が増加する傾向があると言われています。

自分で心のサインを何か感じたとき、周りの家族や友人が心のサインに気づいたときには、早めに専門家に相談するようにしましょう。

＜サインに気づいたら＞

★気づき…家族や仲間の変化に気づいて声をかける
★傾聴…本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
★つなぎ…早めに専門家に相談するよう促す
★見守り…温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

◆「こころの体温計」でメンタルヘルスチェックを！

東郷町では、パソコンや携帯電話を利用して、ストレスや落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」システムを導入しています。自分自身や家族、大切な人のこころのケアにぜひお役立てください。

町ホームページ（「こころの体温計」でメンタルヘルスチェック）からご利用できます。

＜相談窓口＞

・こころの健康相談統一ダイヤル　☎0570・064・556（午前9時～午後8時30分）
・よりそいホットライン　☎0120・279・338（24時間対応）
・東郷町役場健康推進課　☎0561・37・5813（平日　午前8時30分～午後5時15分）
・瀬戸保健所こころの健康推進グループ　☎0561・82・2158（平日　午前9時～正午、午後1時～4時30分）
・あいちこころほっとライン365　☎052・951・2881（毎日　午前9時～午後8時30分）
・精神保健福祉相談（愛知県精神保健福祉センター）　☎052・962・5377（平日　午前9時～正午、午後1時～4時30分）